▼ 平成26年度浪江町除染等工事(その3)が始まりました

国(環境省)は、特別地域内除染実施計画に基づき、仮置場確保等の除染業務発注 に必要な条件が整った地域から本格除染の発注を行っています。

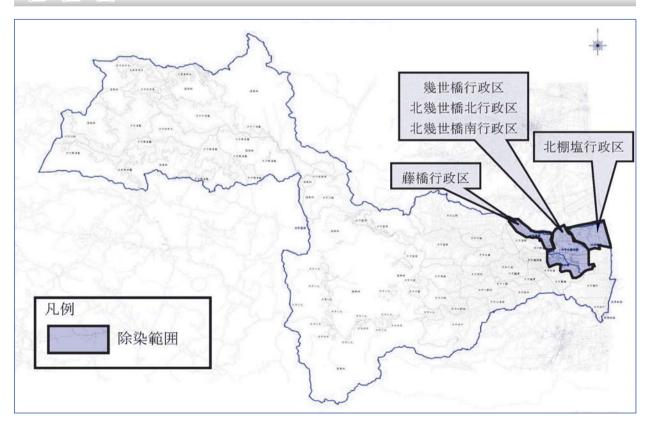
標記の工事について、次のとおり始まりましたのでお知らせします。

除染作業の開始に伴い、交通量が増加することが予測されますので、一時帰宅の際は十分にご注意ください。

なお、除染作業に関わる運転手と作業員には、作業車両の交通事故防止対策として、運搬ルートの徹底および教育を行うとともに、必要に応じて交通誘導員の配置等を行います。

本格除染	幾世橋行政区、北幾世橋北行政区、北幾世橋南行政区、 藤橋行政区、北棚塩行政区
工期	平成26年9月1日から平成27年3月31日
施工業者	安藤・間、戸田建設、不動テトラ、淺沼組、 岩田地崎建設特定建設工事共同企業体

位置図



週環境省福島環境再生事務所浜通り北支所(浪江担当) № 0244(26)9912(代表)

広報なみえ 2014.10.1 (12)